

当院では、厚生労働省が進めるオンライン資格確認を行う体制を導入しています。

オンラインシステムにより取得した薬剤情報・特定健診情報・その他必要な情報を活用して診療等を行っています。

マイナンバーカードをお持ちの方は窓口で保険証をご提示いただかなくても医療保険の資格確認がスムーズにできるようになりました。

詳細については院内掲示物または厚生労働省のホームページを御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

(厚生労働省ホームページより)

## マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報も共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等医療者のみです。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額超過用立て金等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは

マイナポータル

